


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	田口 茂夫	
件名	東大和市敬老金支給条例の一部を改正する条例について			
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>事務事業の見直しで、88歳及び99歳であった敬老金の支給対象を88歳のみとすることから、東大和市敬老金支給条例の関連条文を一部改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容 東大和市敬老金支給条例の受給資格を定める規定から「又は99歳」の文言を削る。 (第2条第1号)</p> <p>(2) 施行日 令和2年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 この改正により、費用対効果を踏まえた事業内容とすることができる。</p>				
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み。</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし。</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>令和2年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。